



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年8月26日火曜日 第639号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

- 落札者等の告示（2件）……………（原子力安全対策課）… 622
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（2件）……………（農地整備課）… 623
- 委任した指定構造計算適合性判定機関の住所の変更……………（建築住宅課）… 623
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要……………（東予地方局環境保全課）… 623
- 道路の供用開始（県道新居浜港線）……………（東予地方局管理課）… 625
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 625
- 土地改良区の定款変更の認可……………（ 〃 ）… 625
- 道路の区域変更（県道美川小田線）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 625

## 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の中止……………（会計課）… 625

## 教育委員会公告

- 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）の実施について……………（高校教育課）… 625

## 人事委員会規則

- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局）… 626

## 人事委員会公告

- 令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔秋期募集型〕試験公告……………（人事委員会事務局）… 633
- 令和7年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）〔秋期募集型〕試験公告……………（ 〃 ）… 638

## 選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出……………（選挙管理委員会）… 644
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………（ 〃 ）… 645
- 政治団体の解散の届出……………（ 〃 ）… 646

## 公営企業告示

- 落札者等の告示……………（公営企業管理局総務課）… 646

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第792号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
令和7年度サーバイメータ及びデジタル式警報線量計保守点検業務一式	愛媛県県民環境部 防災局原子力安全 対策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和7年8月8日	株式会社千代田テクノ ル 大阪営業所 大阪府吹田市江坂町二 丁目1番43号	88,000,000円	一般競争入札	令和7年6月27日

### ○愛媛県告示第793号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務一式	愛媛県民環境部防災局原子力安全対策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和7年7月28日	株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	72,028,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。

○愛媛県告示第794号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市上浦町盛地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（ため池等整備事業・三戸地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和7年8月27日から9月25日まで
- 縦覧場所  
今治市役所本庁及び同上浦支所

○愛媛県告示第795号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、今治市菊間町池原、川上、高田、浜、松尾地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・菊間地区）計画書の写し
- 縦覧期間  
令和7年8月27日から9月25日まで
- 縦覧場所  
今治市役所本庁及び同菊間支所

○愛媛県告示第796号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり住所の変更の届出があった。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中村時広

- 名称  
ビューローベリタスジャパン株式会社
- 住所  
(1) 変更前 神奈川県横浜市中区山下町22番地  
(2) 変更後 神奈川県横浜市西区みなとみらい4-6-2
- 変更年月日  
令和7年9月16日

○愛媛県告示第797号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置

の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所、西条市役所及び愛媛県のホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/site/setohou-juurann/119447.html>）において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和7年8月26日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社  
茨城県ひたちなか市堀口751  
代表取締役社長 小澤 英彦
- 事業場の名称及び所在地  
ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社  
西条工場  
西条市ひうち8-6
- 特定施設に関する事項  
(1) F-83

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり200枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手3ヶ月後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 12~13 最大 12~13
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 50 最大 50
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 430 最大 430
燐含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	0.01以下
	最大	0.01以下

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.4 最大 0.4
----------------------------	------------------

備考 特定施設の汚水等は、SOPD処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) SOPD処理施設

設 置 年 月 日	平成10年3月1日		
処理施設の種類及び型式	SOPD処理施設		
処理施設の構造	ステンレス製		
処理施設の主要寸法	曝気槽Ⅰ 縦 2.5メートル 横 7.5メートル 高さ 3.5メートル 曝気槽Ⅱ 縦 2.5メートル 横 5.5メートル 高さ 3.5メートル		
処理施設の能力	1時間当たり1.8立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	膜分離式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 12~13 最大 12~13	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 50	通常 20 最大 20
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	通常 5 最大 5
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 430 最大 430	通常 100 最大 100
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	通常	41 最大 41	41 最大 41

備考 汚水等は、No.1工場排水口より排水する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日		
処理施設の種類及び型式	酸アルカリ廃水中和処理施設		
処理施設の構造	エポキシ樹脂製		
処理施設の主要寸法	縦 6,050ミリメートル 横 18,950ミリメートル 高さ 4,800ミリメートル		

処理施設の能力	1時間当たり300立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3~10 最大 3~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 7.91 最大 9.36	通常 7.91 最大 9.36
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 28.7 最大 52.77	通常 28.7 最大 52.77
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.35 最大 7.96	通常 1.35 最大 7.96
	通常	6,080 最大 6,780	6,080 最大 6,780

備考 汚水等は、No.1工場排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.5 最大 7.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 24.5 最大 40.0
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 21.3 最大 40.0
	燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.99 最大 6.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000	

備考 この他に、雨水専用排水口が5箇所ある。

## ○愛媛県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜港線	新居浜市滝の宮町乙5番10から 同市滝の宮町428番4まで	令和7年8月26日

## ○愛媛県告示第799号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東温市牛渕下井手土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年8月26日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	前島義之	東温市牛渕703番地

## ○愛媛県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市吉藤土地改良区の定款の変更を認可した。

令和7年8月26日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

## ○愛媛県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川4043番3から 同町大川3954番地先まで	旧	メートル 3.5~20.1	キロメートル 0.188	
		上浮穴郡久万高原町大川4043番3から 同町大川3954番まで	新	8.3~29.3	0.188	

## 公 告

## ○公 告

令和7年7月25日付け愛媛県報第630号で公告した次の一般競争入札は、中止する。

令和7年8月26日

愛媛県知事 中村時広

## 1 件名

ポータブル蓄電池及びソーラーパネルの購入

## 2 Summary

The tender for portable storage batteries and solar panels 40 units, announced in the Ehime Prefectural Gazette No.630 dated July 25, 2025, has been canceled.

## 教育委員会公告

## ○公 告

## 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（後期選考試験）を次の要領で実施する。

令和7年8月26日

愛媛県教育委員会

教育長 高岡哲也

## 1 選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	令和7年10月4日（土）	愛媛県庁 （松山市一番町四丁目4番地2）
中学校教員 （各教科）		

高等学校教員 (各教科)	令和7年10月5日(日)	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)
特別支援学校教員 (小学部) (中学部(各教科)) (高等部(各教科))		

注1 区分間の併願は認めない。  
2 場所等を変更することがある。

2 受験申込受付期間

令和7年8月26日(火)から9月11日(木)まで

3 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 昭和41年4月2日以降に出生した者
- (3) 試験区分に相当する教員免許状(特別免許状及び臨時免許状を除く。)を有する者
- (4) 次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、他の都道府県の国公立学校(学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。)又は私立学校(学校教育法第2条第2項に規定する私立学校をいう。)の教員として勤務している者(正規教員である者に限る。)で、2年以上の教職経験(正規教員である期間に限る。休職、育児休業等(部分休業及び育児短時間勤務は含まない。)の期間を除く。以下同じ。)を令和7年9月11日時点で有する者

- イ 高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者のうち、国公立学校で3年以上の教職経験を令和7年9月11日時点で有する者
  - (5) (4)で有する教職経験と同一の試験区分を志願する者
  - (6) 令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験(前期選考試験)の受験申込みを行っていない者
- 4 受験申込手続及び試験方法  
令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項(以下「志願要項」という。)及び令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項(以下「実施要項」という。)を参照すること。
- 5 志願要項、実施要項及び出願関係用紙の入手方法  
愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。  
なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。  
<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話(089)912-2942
中学校教員志願者	
高等学校教員志願者	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話(089)912-2952
特別支援学校教員志願者	

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則12—79

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年8月26日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12—33)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(条例第22条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員) <b>第16条</b> 条例第22条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上と定められている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて、 <u>1年間の勤務日が121日以上と定められているもの</u> <u>とする。</u> (部分休業の承認の請求手続等) <b>第17条</b> 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(以下「部分休業」という。)の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第5号)により行うものとする。 <u>2 育児休業法第19条第2項の申出は、部分休業申出書(様式第6号)により行うものとする。</u> <u>3 育児休業法第19条第2項の申出の内容の変更は、部分休業変更</u>	(条例第22条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員) <b>第16条</b> 条例第22条第2号の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上と定められている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であつて <u>1年間</u> の勤務日が121日以上と定められているもの <u>のうち、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u> (部分休業の承認の請求手続等) <b>第17条</b> <u>部分休業</u> <u>の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第5号)により行うものとする。</u>

申出書（様式第7号）により行うものとする。

4 第6条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求又は前項の  
変更の申出があった場合について準用する。

2 第6条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ があった場合について準用する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第17条関係） 部分休業承認請求書

様式第5号（その1）

部分休業承認請求書（第1号部分休業）

年 月 日

任 命 権 者 様

所 属  
請 求 者 職 名  
氏 名

請求に係る子	氏 名			
	請求者との続柄等			
	生 年 月 日	年 月 日		
請 求 期 間	年 月 日	毎日／曜日等	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分から 時 分まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）	時 分から 時 分まで	
休 業 の 承 認 を 取 り 消 し た 期 間		請求者確認	任命権者確認	
年 月 日	時 間			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで			
年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで			

注1 □のある欄は、該当のものにレ印を付けること。

2 休業の承認を取り消した期間の欄は、第1号部分休業（職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第23条第1項に規定する第1号部分休業をいう。）の承認を請求者からの申請に基づき取り消した場合に記入すること。

様式第5号 (その2)

部分休業承認請求書 (第2号部分休業)

年 月 日

任 命 権 者 様

所 属  
請求者 職 名  
氏 名

請求に係る子	氏 名		
	請求者との続柄等		
	生 年 月 日	年 月 日	
申出対象期間内の取得可能時間	時間 分		
既に取得した時間数	時間 分		
請求期間及び請求時間	期 間		請求時間数
	年 月 日	時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第6号（第17条関係） 部分休業申出書

部 分 休 業 申 出 書

年 月 日

任 命 権 者 様

所 属  
申出者 職 名  
氏 名

申出に係る子	氏 名	
	申出者との続柄等	
	生 年 月 日	年 月 日
申出対象期間	年度	
申出の内容	<input type="checkbox"/> 1日につき2時間を超えない範囲内 <input type="checkbox"/> 1年につき職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）第23条の4各号に定める時間を超えない範囲内	
備 考		

注 □のある欄は、該当のものにレ印を付けること。



附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第8号

令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔秋期募集型〕試験公告

令和7年8月26日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 (089) 912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	若干名	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木	11人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
建築	若干名	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。
林業	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師（行政）	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師（病院）	若干名	県立病院・子ども療育センター等に勤務し、医薬品の調剤・製剤等の業務に従事します。
衛生監視員	若干名	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、食品関係施設や環境衛生関係施設などに対する監視指導・検査等の業務に従事します。
福祉	若干名	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。

※ 採用後は、上記に係る技術的職務に従事することとなるため、当該試験区分に係る専門的知識・技術を有する人材を求めています。別表1「技術職の職務に必要な知識・技術分野の例」を参考として、受験する試験区分を選択してください。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 事務職

(ア) 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和8年3月末日までに卒業する見込みの者

イ 技術職

(ア) 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

(イ) 平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和9年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（薬剤師（病院）を除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師（行政）、薬剤師（病院）、衛生監視員及び福祉については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	薬剤師の免許を有する者又は令和8年5月末日（令和8年4月以降に大学等を卒業する見込みの者は令和9年5月末日）までにこの免許を取得する見込みの者
衛生監視員	食品衛生監視員の資格を有する者又は令和8年3月末日（令和8年4月以降に大学等を卒業する見込みの者は令和9年3月末日）までにこの資格を取得する見込みの者
福 祉	児童福祉司及び児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和8年3月末日（令和8年4月以降に大学等を卒業する見込みの者は令和9年3月末日）までにこれらの資格を取得する見込みの者

※ この試験と令和7年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）【秋期募集型】試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 事務職

区分	試験日程	試験会場	合格発表	備考
第1次試験	自己アピールシート	-	10月下旬 ※合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考
	特定資格等加点			別表2「特定資格等加点の申請について」を参照
	基礎能力試験（SCOA）	全国47都道府県にあるテストセンターのうち受験者が選択する会場		基礎能力試験及び性格検査の受験に必要なIDは、受験申込受付締切後、9月19日（金）午後5時15分までにお知らせします。
	性格検査（SPI3）	自宅等のオンライン環境の整備された場所		
自己アピール試験（オンライン面接）	10月11日（土）～13日（月・祝） ※いずれかの日時を個別に指定します。	自宅等のオンライン環境の整備された場所		詳細は、10月3日（金）午後5時15分までに第1段階選抜通過者に通知します。
第2次試験	口述試験 適性検査	11月中旬に松山市内で実施予定です。	12月上旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。

第1次試験の基礎能力試験（SCOA）（以下「SCOA」という。）は、試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及び性格検査（SPI3）（以下「SPI3」という。）の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

また、自己アピール試験（オンライン面接）は、自己アピールシートによる書類選考、特定資格等加点及びSCOAによる第1段階選抜の通過者を対象に実施します。試験日時等詳細は、10月3日（金）午後5時15分までに愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）から通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

(2) 技術職

区分	試験日程	試験会場	合格発表	備考
第1次試験	専門性アピールシート	-	10月下旬 ※合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考
	基礎能力試験（SCOA）			全国47都道府県にあるテストセンターのうち受験者が選択する会場
	性格検査（SPI3）	自宅等のオンライン環境の整備された場所		
	専門性アピール試験（オンライン面接）	10月11日（土）～13日（月・祝） ※いずれかの日時を個別に指定します。		自宅等のオンライン環境の整備された場所
第2次試験	口述試験 適性検査	11月中旬に松山市内で実施予定です。	12月上旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。

第1次試験のSCOAは、試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及びSPI3の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

また、専門性アピール試験（オンライン面接）は、専門性アピールシートによる書類選考及びSCOAによる第1段階選抜の通過者を対象に実施します。試験日時等詳細は、10月3日（金）午後5時15分までにシステムから通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

4 試験の方法等

(1) 事務職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目等	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	自己アピールシートによる書類選考	30点	自らの経験及び県行政に対する意欲等について、受付期間内に登録された自己アピール内容により審査します。
	特定資格等加点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表2「特定資格等加点の申請について」を参照）。
	基礎能力試験（SCOA）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての試験を行います。
	性格検査（SPI3）	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	自己アピール試験（オンライン面接）	80点	自己アピールシートの内容を踏まえたオンライン個別面接を行います。
第2次試験	口述試験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 自己アピールシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「自己アピールシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録された自己アピールシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。また、受付期間内に自己アピールシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

ウ 自己アピールシート及び特定資格等加点の申請に係る登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

エ SCOA及びSPI3の受験が、受験指定期間中に完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

オ 第1次試験のうち、第1段階選抜通過者は、自己アピールシートによる書類選考、特定資格等加点及びSCOAの合計得点の高い順に決定します。ただし、第1段階選抜の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず通過できません。

カ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

キ 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

ク 前年度に出題した集団討論の課題を採用サイトに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(2) 技術職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	専門性アピールシートによる書類選考	30点	必要な専門的知識、技術及び県行政に対する意欲等について、受付期間内に登録された専門性アピール内容により審査します。
	基礎能力試験（SCOA）	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての試験を行います。
	性格検査（SPI3）	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	専門性アピール試験（オンライン面接）	80点	専門性アピールシートの内容を踏まえたオンライン個別面接を行います。
第2次試験	口述試験	300点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	適性検査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 専門性アピールシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「専門性アピールシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録された専門性アピールシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。受付期間内に専門性アピールシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

ウ 専門性アピールシートの登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

エ S C O A及びS P I 3の受験が、受験指定期間中に完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

オ 第1次試験のうち、第1段階選抜通過者は、専門性アピールシートによる書類選考及びS C O Aの合計得点の高い順に決定します。ただし、第1段階選抜の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず通過できません。

カ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

キ 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

## 5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和7年8月27日（水）午前8時30分から9月16日（火）午後5時15分まで**

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験番号、S C O A及びS P I 3受験IDの通知並びに受験票の交付

(1) この試験の受験番号、S C O A及びS P I 3の受験に必要な各IDは、受験申込受付締切後、登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、S C O Aについては受信確認後速やかに受験日時・会場の予約を行うとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。9月19日（金）午後5時15分を過ぎても電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用（平成16年4月2日以降に生まれた者で、大学等を令和9年3月末日までに卒業する見込みのものにあっては、令和9年4月以降の採用）に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から事務職は1年間、技術職は3年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 薬剤師（行政）、薬剤師（病院）、衛生監視員及び福祉については、2(4)に定める時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。ただし、名簿の有効期間内に免許又は資格を取得した場合は、上記(2)の選考対象となります。

(4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額	
行政事務、総合土木、建築、林業、化学、衛生監視員、福祉		行政職給料表1級29号給	226,953円
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	4年制課程卒業	医療職給料表□2級5号給	233,895円
	6年制課程卒業	医療職給料表□2級19号給	250,695円

※ 初任給は、学歴や職歴、免許の取得状況などに応じて、一定の基準により決定されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験 合格発表の日 から1月間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第1次試験 合 格 者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験 合格発表の日 から1月間	

※ 第1次試験不合格者のうち、第1段階選抜を通過しなかった者は、第1次試験の合計得点及び順位は付されません。

※ 第1次試験合格者のうち、第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点、総合得点及び総合順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。  
変更がある場合は、システムに登録されたアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

別表1 技術職の職務に必要な知識・技術分野の例

試 験 区 分	知 識 ・ 技 術 分 野
総 合 土 木	土質、水理、構造、河川、砂防、港湾、海岸、道路、ため池、かんがい、ほ場整備など
建 築	建築設計製図、建築計画、住環境計画、居住論、建築防災、建築環境デザイン、建築環境工学、建築設備、構造力学、建築法規など
林 業	森林政策・森林経営、森林生態、森林保護、林業工学、林産一般、砂防工学など
化 学	物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学など
薬 剤 師（行政） 薬 剤 師（病院）	衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務など
衛 生 監 視 員	畜産物利用学、水産利用学、食品科学、応用微生物学、応用獣医学、衛生、疫学、社会・環境と健康、食べ物と健康、公衆栄養学など
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査など

別表2 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については、令和2年4月1日から申込日までに取得したものに限り。）について、基準を満たした者に加点します。なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出

語学	英語	TOEIC Listening & Reading Test (公開テスト)	600以上	3点加点
			730以上	6点加点
		TOEFL iBTテスト	65以上	3点加点
			85以上	6点加点
		IELTS	5.5以上	3点加点
			6.5以上	6点加点
	実用英語技能検定	準1級以上	6点加点	
	中国語	中国語検定試験	2級以上	3点加点
			中国語コミュニケーション能力検定	550点以上
		漢語水平考試 (HSK)	筆記5級180点以上	3点加点
			筆記6級180点以上	
	口試(高級)60点以上			
韓国語	韓国語能力試験 (TOPIK)	4級以上	3点加点	
	ハングル能力検定試験	準2級以上	3点加点	

デジタル技術の活用加速化

情報系資格	基本情報技術者	3点加点
	応用情報技術者	6点加点
	ITストラテジスト	9点加点
	システムアーキテクト	9点加点
	プロジェクトマネージャ	9点加点
	ネットワークスペシャリスト	9点加点
	データベーススペシャリスト	9点加点
	エンベデッドシステムスペシャリスト	9点加点
	ITサービスマネージャ	9点加点
	システム監査技術者	9点加点
	情報処理安全確保支援士	9点加点

2 証明書類

氏名、資格・試験等の名称、語学資格については取得年月日の確認ができる、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限り、

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の電子ファイルの登録がない場合
- (5) 登録された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

○愛媛県人事委員会公告第9号

令和7年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者） [秋期募集型] 試験公告

令和7年8月26日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 (089) 912-2826  
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 ※試験当日のみ通話可能  
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	6人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木 (U I J ターン枠)	若干名	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	若干名	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	若干名	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
保健師	若干名	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。

※ 採用後は上記に係る技術的職務に即戦力として従事することとなるため、当該試験区分に係る専門的知識・技術や職務経験を有する人材を求めています。別表1「技術職の職務に必要な知識・技術分野の例」を参考として、受験する試験区分を選択してください。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和52年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者（保健師を除く。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 民間企業等（総合土木（U I J ターン枠）にあつては、愛媛県外に本社を置く民間企業等）における職務経験を5年以上（令和7年9月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

- ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、団体職員、公務員等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。
- イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。
- ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であつて、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。
- エ 休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。
- オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。
- カ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

- (5) 福祉及び保健師については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
福 祉	児童福祉司及び児童自立支援専門員の資格を有する者
保 健 師	保健師の免許を有する者

※ この試験と令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔秋期募集型〕試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 事務職

区 分	試 験 日		試 験 会 場	合格発表	備 考	
第1次試験	エントリーシート	8月27日（水）～9月16日（火）内に登録	—	11月中旬 ※合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考	
	特定資格等加点				別表2「特定資格等加点の申請について」を参照	
	基礎能力検査（SCOA）	9月20日（土）～10月5日（日） ※いずれか希望する日時を受験者が選択します。			全国47都道府県にあるテストセンターのうち受験者が選択する会場	基礎能力検査及び性格検査の受験に必要なIDは、受験申込受付締切後、9月19日（金）午後5時15分までにお知らせします。
	性格検査（SPI3）				自宅等のオンライン環境の整備された場所	
プレゼンテーション試験（オンライン面接）	10月25日（土）又は26日（日） ※いずれかの日時を個別に指定します。	自宅等のオンライン環境の整備された場所	詳細は、10月10日（金）午後5時15分までに第1段階選抜通過者に通知します。			
第2次試験	適性検査 口述試験	11月30日（日）	愛媛県庁	12月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。	

第1次試験の基礎能力検査（SCOA）（以下「SCOA」という。）は、試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及び性格検査（SPI3）（以下「SPI3」という。）の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

第1次試験のプレゼンテーション試験（オンライン面接）については、エントリーシートによる書類選考、特定資格等加点等による第1段階選抜の通過者を対象に実施します。試験日時等の詳細は、10月10日（金）午後5時15分までに、愛媛県採用試験受験等申込システム（以下「システム」という。）から通過者のみに通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

(2) 技術職

区 分	試 験 日		試 験 会 場	合格発表	備 考	
第1次試験	エントリーシート	8月27日（水）～9月16日（火）内に登録	—	11月中旬 ※合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考	
	基礎能力検査（SCOA）				9月20日（土）～10月5日（日） ※いずれか希望する日時を受験者が選択します。	全国47都道府県にあるテストセンターのうち受験者が選択する会場
	性格検査（SPI3）	自宅等のオンライン環境の整備された場所				
第2次試験	適性検査 口述試験	11月29日（土）又は30日（日） ※いずれかの日時を個別に指定します。	愛媛県庁	12月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。	

第1次試験のSCOAは、試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及びSPI3の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

4 試験の方法等

(1) 事務職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目等	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	30点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	特 定 資 格 等 加 点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表2「特定資格等加点の申請について」を参照）。
	基 礎 能 力 検 査（ S C O A ）	—	職務遂行に必要な基礎能力等について、検査を行います。
	性 格 検 査（ S P I 3 ）		
	プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 試 験 （ オ ン ラ イ ン 面 接 ）	80点	エントリーシートの内容を踏まえたオンライン個別面接を行います。
第2次試験	口 述 試 験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	適 性 検 査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ エントリーシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「エントリーシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。受付期間内にエントリーシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

エントリーシートの登録は、フォームの入力及び資料（PDF形式・A4サイズ1ページ）の提出により完了します。

なお、資料がPDF以外のファイル形式で提出された場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）や、規格のサイズ及び枚数を超過している場合は、資料として使用しません。

ウ エントリーシート及び特定資格等加点の登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

エ 第1次試験のSCOA及びSPI3において、受検指定期間中に両検査の受検が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

オ 第1次試験のうち、第1段階選抜通過者は、エントリーシートによる書類選考及び特定資格等加点の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1段階選抜の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず通過できません。

カ 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考、特定資格等加点及びプレゼンテーション試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

キ 最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(2) 技術職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	基 礎 能 力 検 査（ S C O A ）	—	職務遂行に必要な基礎能力等について、検査を行います。
	性 格 検 査（ S P I 3 ）		
第2次試験	口 述 試 験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	適 性 検 査	—	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ エントリーシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「エントリーシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。受付期間内にエントリーシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

ウ エントリーシートの登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

エ 第1次試験のSCOA及びSPI3において、受検指定期間中に両検査の受検が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の第2次試験は受験できません。

オ 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考の得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

カ 最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

## 5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

**令和7年8月27日（水）午前8時30分から9月16日（火）午後5時15分まで**

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話（089）912-2826）で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

## 6 受験番号、SCOA及びSPI3の受験ID並びに受験票の交付

(1) この試験の受験番号、SCOA及びSPI3の受験に必要な各IDは、受験申込受付締切後、登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAについては受信確認後速やかに受験日時・会場の予約を行うとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、9月19日（金）午後5時15分を過ぎても電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせください。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験合格者には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

## 7 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

(2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

(3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。

例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額270,000円程度です（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）。

このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

## 9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

※ 返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

※ 試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

(1) 事務職

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第1次試験合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

※ 第1次試験不合格者のうち第1段階選抜を通過しなかった者は、第1次試験の合計得点及び順位は付されません。

※ 第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

(2) 技術職

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第1次試験合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

※ 第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システムに登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表1 技術職の職務に必要な知識・技術分野の例

試験区分	知 識 ・ 技 術 分 野
総合土木	土質、水理、構造、河川、砂防、港湾、海岸、道路、ため池、かんがい、ほ場整備など
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般など
林 業	森林政策・森林経営、森林生態、森林保護、林業工学、林産一般、砂防工学など
電 気 ・ 電 子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学など
福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査など
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論など

別表2 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については令和2年4月1日から申込日までに取得したものに限り、）について、基準を満たした者に加点します。

なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出			
語学資格（英語）	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）	600以上	3点加点
		730以上	6点加点
	TOEFL iBTテスト	65以上	3点加点
		85以上	6点加点
	IELTS	5.5以上	3点加点
		6.5以上	6点加点

	実用英語技能検定	準1級以上	6点加点
語学資格（中国語）	中国語検定試験	2級以上	3点加点
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上	3点加点
	漢語水平考試（HSK）	筆記5級180点以上	3点加点
筆記6級180点以上			
口試（高級）60点以上			
語学資格（韓国語）	韓国語能力試験（TOPIK）	4級以上	3点加点
	ハングル能力検定試験	準2級以上	3点加点

デジタル技術の活用加速化

情報系資格	基本情報技術者		3点加点
	応用情報技術者		6点加点
	ITストラテジスト		9点加点
	システムアーキテクト		9点加点
	プロジェクトマネージャ		9点加点
	ネットワークスペシャリスト		9点加点
	データベーススペシャリスト		9点加点
	エンベデッドシステムスペシャリスト		9点加点
	ITサービスマネージャ		9点加点
	システム監査技術者		9点加点
	情報処理安全確保支援士		9点加点

2 証明書類

氏名、資格・試験等の名称及び語学資格においては取得年月日が確認できるもので、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限ります。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録してください。電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の電子ファイルの登録がない場合
- (5) 登録された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和7年8月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
日本創東会	中野泰誠	佐々木 充	松山市東石井2丁目22-24	令和7年7月1日
芝勇樹後援会	芝 明 廣	河 野 亮 二	北宇和郡松野町大字日黒1555	令和7年7月2日
明石しんたろう後援会	明 石 真太郎	明 石 真太郎	宇和島市妙典寺前乙952-21	令和7年7月3日
小さな畑から	金 岡 光 子	金 岡 由希子	大洲市大洲844-4	令和7年7月25日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和7年8月26日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党愛南支部	吉田茂生	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町広見625-3	南宇和郡愛南町御荘長洲371	令和7年5月18日
		代 表 者	吉田茂生	佐々木史仁	
		会 計 責 任 者	嘉喜山茂	鷹野正志	
自由民主党愛媛県柔道整復師会支部	日下武史	代 表 者	日下武史	大川健介	令和7年5月25日
自由民主党双海支部	亀岡幹児	主たる事務所の所在地	伊予市双海町上灘甲1145	伊予市双海町上灘甲5709-1	令和7年5月30日
		代 表 者	亀岡幹児	吉久俊介	
自由民主党土居支部	原田泰樹	代 表 者	原田泰樹	曾我部清	令和7年6月13日
自由民主党愛媛県遺族会支部	宮内剛	代 表 者	宮内剛	西村利明	令和7年6月20日
自由民主党愛媛県土地改良支部	大城一郎	代 表 者	大城一郎	篠原実	令和7年6月20日
自由民主党愛媛県農政同志会支部	山内謙治	代 表 者	山内謙治	西本満俊	令和7年6月27日
自由民主党愛媛県ちんたい支部	星川俊一	代 表 者	星川俊一	永井俊昭	令和7年7月1日
自由民主党松山支部連合会	大木健太郎	代 表 者	大木健太郎	松本博和	令和7年7月26日
		会 計 責 任 者	角田敏郎	向田将央	

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
相原真知子後援会	伊賀悌二	代 表 者	伊賀悌二	和田恵子	令和6年2月13日
愛媛県柔道整復師連盟	日下武史	代 表 者	日下武史	大川健介	令和7年5月25日
愛媛県社会保険労務士政治連盟	武田一展	代 表 者	武田一展	岡本恭英	令和7年6月18日
		会 計 責 任 者	新木本恵美	松浦僚	
愛媛県土地改良政治連盟	大城一郎	代 表 者	大城一郎	篠原実	令和7年6月20日
日本遺族政治連盟愛媛県本部	宮内剛	代 表 者	宮内剛	西村利明	令和7年6月20日
愛媛県農政同志会	山内謙治	代 表 者	山内謙治	西本満俊	令和7年6月27日
東野ひでき愛媛県後援会	山内謙治	代 表 者	山内謙治	西本満俊	令和7年6月27日
藤木しんや愛媛県後援会	山内謙治	代 表 者	山内謙治	西本満俊	令和7年6月27日
山田としお愛媛県後援会	山内謙治	代 表 者	山内謙治	西本満俊	令和7年6月27日

公認会計士による塩崎彰久議員を囲む会	菊池博俊	政治団体の名称	公認会計士による塩崎彰久議員を囲む会	愛媛県公認会計士による塩崎彰久議員を囲む会	令和7年7月6日
		主たる事務所の所在地	松山市勝山町一丁目13-4	今治市近見町二丁目5-3	
		代 表 者	菊池博俊	丸木公介	
		会 計 責 任 者	森 貴 弘	矢野和弘	

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和7年8月26日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 三好賢治

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
上島町の夢を実現する会	福井 武士	令和6年12月2日
上島町を良くする会	中川 美保子	令和6年12月2日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第8号

次のとおり落札者を決定した。

令和7年8月26日

愛媛県公営企業管理者 東野政隆

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
器具除染用洗浄器5式 (県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2F	令和7年8月8日	株式会社エヒメ医療器 愛媛県松山市立花六丁目1番1号	99,800,000円	一般競争入札	令和7年6月27日